

# 東日本経友会通信

## 技能実習適正化法の改正案を3月にも国会で提出する

裏金や旧統一教会問題が大きく取り上げられている今国会では、技能実習制度に代わり外国人材の確保・育成を目的とする新制度「育成就労」の情報がほとんど発信されておりませんが、2月9日に開催された関係閣僚会議で技能実習に代わる育成就労及び特定技能制度の政府基本方針を決定しました。

今後の日程は、自民党の法務・厚生合同部会、外国人労働者等特別委員会などで審議及び政務調査会での審議を経て、3月上旬に改正案を閣議決定する方向です。今国会（6月23日まで）での改正法の成立を目指し、国内外の関係者への新制度の移行に向けた事前広報等を行い、3年後に新制度を施行する方針です。

### 岸田首相「選ばれる国に」政府方針

「「育成就労」の政府方針

- 目的・外国人材の育成・確保。
- 特定技能へ移行を促す。

転籍・受入分野ごとに当面の間、就労開始1年から2年の範囲で転籍制限可能。

監理団体・「監理支援機関」とし、外部監査人の設置を義務付ける。

NAGOMI提言

「全ての業種を対象とすべき」技能実習2号移行対象業種のうち対応する特定産業分野が設定されていないものについては、現行の外国人技能実習制度が当該職種に係わる分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定技能分野への追加について検討を進めるとされています。

そのことを受けて、NAGOMI 武部会長は、全国的な業界団体の枠組みがないこと等の理由で「特定産業分野」に入っていない分野・業種が数多く存在する。そのような受入機関でも利用可能な制度となるような枠組みを構築すべきであると改めて強く要望しています。

地方から条件の良い都市部へ人材が流失するとの懸念の拡大については、転籍時の日本語能力は、各分野で最も易しい日本語能力試験「N5」レベルや、基本的な日本語を理解できる「N4」レベルを設定。

別の職場に移る転籍の手続きから悪質なブローカーを排除するため、民間の職業紹介事業者の関与を当分認めない方針等の内容になっている。転籍手続きが、監理支援機関やハローワークなどに限定することで育成就労システムの構築が可能との認識を示しました。

### 政情不安なミャンマー「空前の日本語学習ブーム」

弊組合でも、ミャンマー人技能実習生を受入れておりますが、2023年同国で実施された日本語能力試験に20万人以上の応募者が急増した、19年度の約3倍に上った。現地の関係者の話では、「都市部では日本語の教材を持ち歩くことがおしゃれになっている」と指摘、各地に日本語学校が林立し、カフェなどで日本語を学ぶ若者の姿が目立つという。クーデターの影響で、経済が低迷している。このため安全で就労条件の良い日本が人気。

### 日越人材協力促進フォーラム

昨年12月に日本・ベトナム人材協力促進フォーラムが東京で開催されました。ベトナムが人材協力で特化した国家レベルのフォーラムを海外で開催したのは初めてです。

現在日本で50万人のベトナム人が在任しており、その中35万人の労働者が日々活躍しています。

フォーラムでは担当大臣のズン大臣が開幕の挨拶、ファンミンチン首相が講演を行い、その後、岸田首相と会談を行いました。その会談が、両国にとって非常に喜ばしい展開となりました。

それは、ベトナム国内で特定技能評価試験を実施することになったからです。現在は、費用を掛けてタイやカンボジアまで試験を受けに行かなければならないという信じられない事実があるからです。

また貧困地域の人材を対象に、日本に行くために必要な教育等の費用は全て国がサポートしていくことを述べていました。